



◆介護保険料の本徴収について

10月から本徴収が始まります。

65歳以上の方の介護保険料は、納期（納めていただく時期）を年6回とし、1期あたりの負担が重くならないように仮徴収期間を設定しており、4月・6月・8月を仮徴収期間、10月・12月・2月を本徴収期間として納期を設けています。

| 前年度 | | | 当年度 | | | | | |
|-----|-----|----|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|-------------|
| 10月 | 12月 | 2月 | 4月 (第1期) | 6月 (第2期) | 8月 (第3期) | 10月 (第4期) | 12月 (第5期) | 2月 (第6期) |
| 本徴収 | | | 仮徴収期間 | | | 本徴収期間 | | |

※仮徴収は前年度2月の保険料を参考にしていきますので、所得確定後の本徴収の保険料は仮徴収の保険料から増減することがあります。

大崎町の介護保険料

大崎町では、平成24年度から26年度までの3か年間の基準額が月額4,500円となっており、各段階の保険料は下記のとおりです。

| 保険料段階 | 月 額 | 年 額 |
|-----------|--------|---------|
| 第1段階 | 2,250円 | 27,000円 |
| 第2段階 | 2,250円 | 27,000円 |
| 第3段階 | 3,375円 | 40,500円 |
| 第4段階（基準額） | 4,500円 | 54,000円 |
| 第5段階 | 5,625円 | 67,500円 |
| 第6段階 | 6,750円 | 81,000円 |

※個人の保険料は、**毎年の世帯の課税状況や本人の所得に応じて**6段階のいずれかに決まります。

◆大崎町の介護保険事業の報告

介護保険事業の実績についての報告（利用者の1割負担を除いた大崎町の支払い分）

| | | | |
|------------------|-------------------|-----------------|------------------|
| 第1号被保険者（65歳以上の人） | 4,723人 | 平成24年6月末日 現在 | |
| 要介護（支援）認定者 | 911人 | | |
| 給付実績 | 在宅介護サービス費 | 40,862,745円 | 平成24年5月の 給付実績 |
| | 施設介護サービス費 | 48,651,939円 | |
| | その他（介護予防サービス費も含む） | 27,744,045円 | |
| | 介護サービス費 合計 | 117,258,729円 | |

知ってるよ！かごしま屋から
オートサイクル西までの300mが
歩行者天国！

三文字で朝市がはじまるって
知ってた！？